

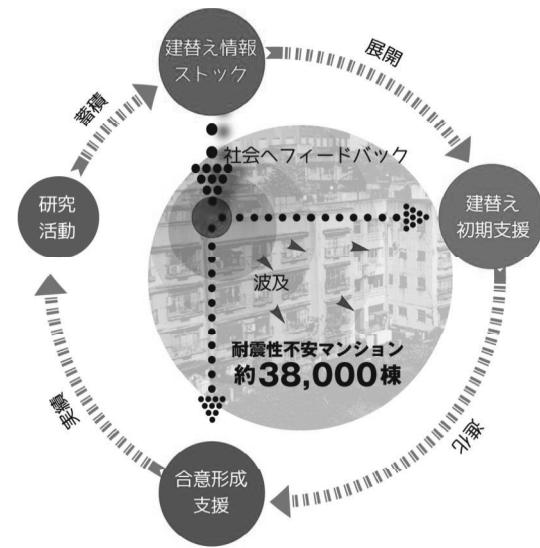
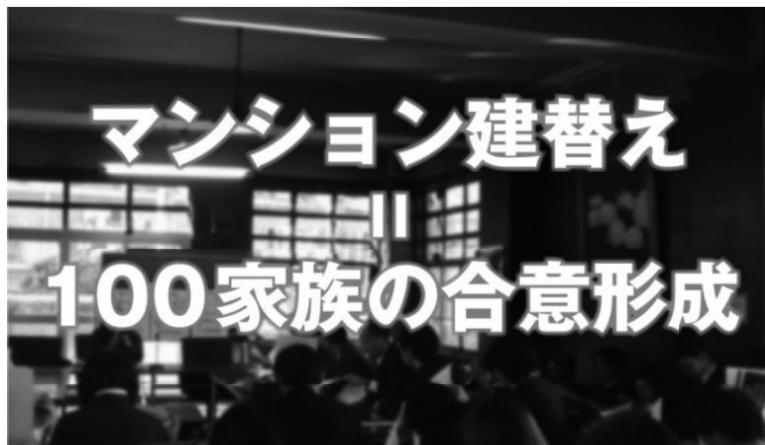
マンション建替え ～100家族の合意形成～

マンション建替えを進めるポイントについて

旭化成不動産レジデンス株式会社
マンション建替え研究所

2017年10月7日

1



[マンション建替え研究所 活動概念図]

マンション建替えは、様々な年代、様々なライフスタイル、様々な
家族構成、そして様々なご意見の
「区分所有者の皆様の合意=100家族の合意形成」
がなければ実現しません。

マンション建替え研究所は合意形成に向けた様々な支援を
実施しています。

100家族の思いをカタチに



マンション建替えの合意形成活動では区分所有者の方々のマンションに対するそれぞれの思い「活かすべきもの」「更新すべきもの」「残すべきもの」を区分所有者の皆様が共有し、その思いをカタチにすることが大切です。

合意形成に必要な
3つの検討ポイント



マンションの再生はそこで育まれたコミュニティの再生でもあります。合意形成活動がコミュニティを活性化します。

マンション建替えによって
引き継がれるコミュニティ



旭化成不動産レジデンス
「マンション建替え研究所」は
グッドデザイン賞を
受賞しています



GOOD DESIGN

本日の内容

- ① マンション建替えの現状
- ② マンション再生の比較検討
- ③ マンション建替え事例のご紹介
- ④ マンション建替えのポイント
- ⑤ 高齢区分所有者への支援

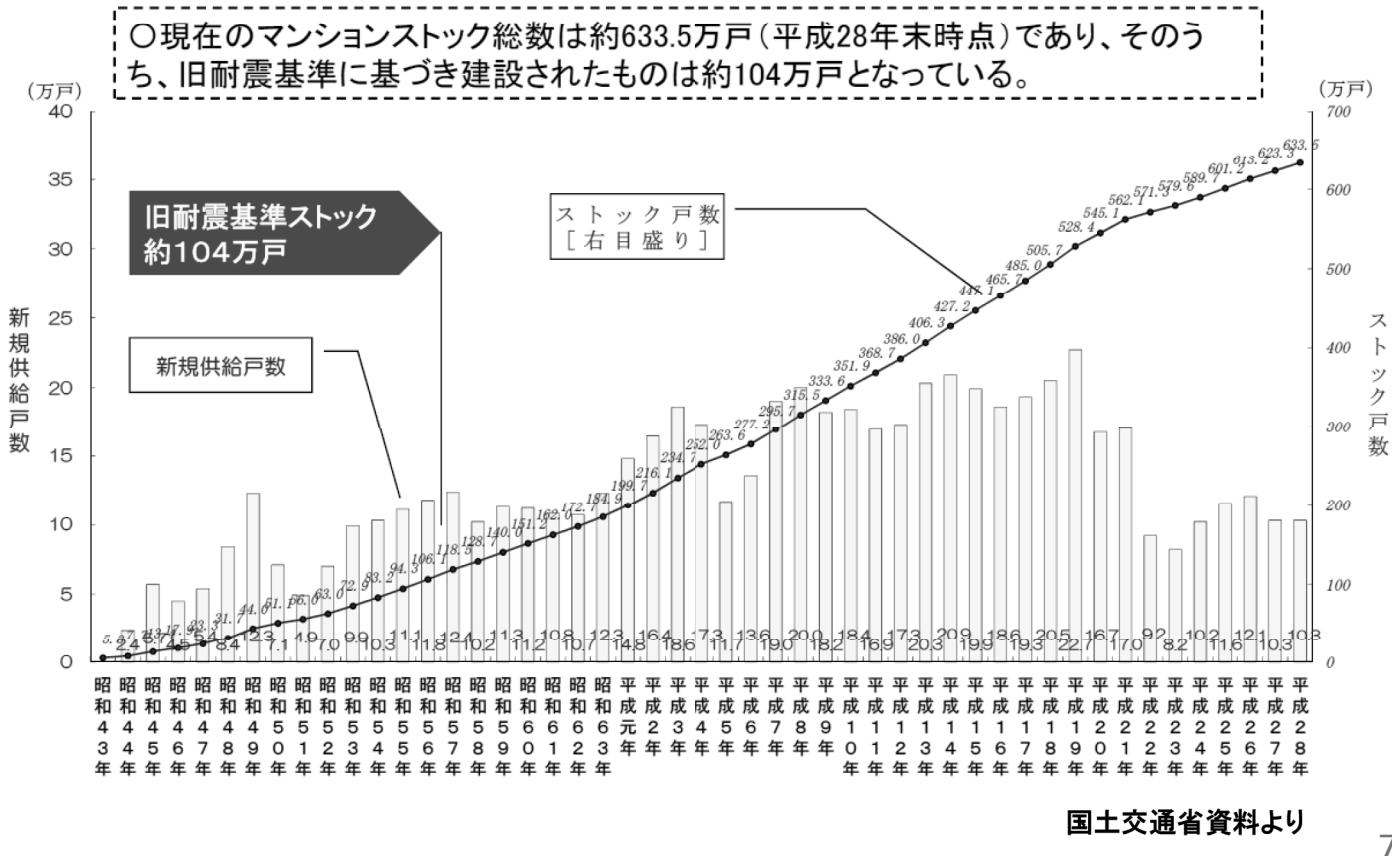
5

①マンション建替えの現状



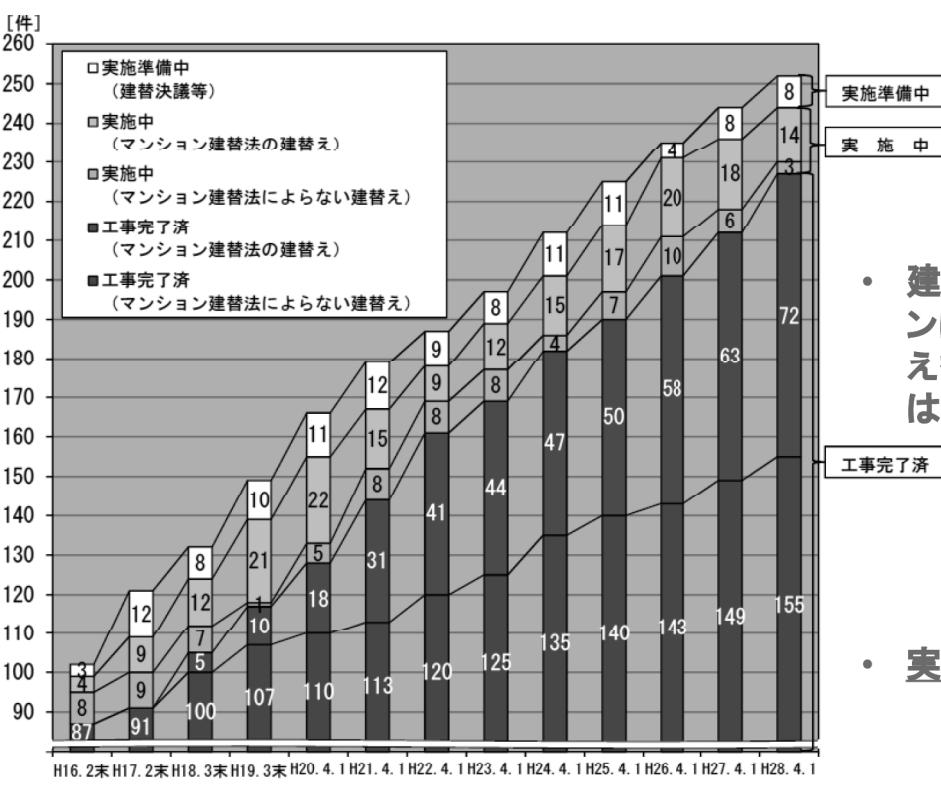
6

老朽マンションストックの現状(全国)



7

平成28年4月1日時点での建替え実施状況



- 建替えを必要とするマンションは、増えていますが、建替えを実施しているマンションは、まだ多くありません。



- 実施中含めても244件

国土交通省資料より

8



マンション再生が進まない理由

区分所有者間の合意形成が難しい

- ・ 区分所有者の多様化…高齢化、新旧住民の混在、外部居住者など
→多種多様な考え方や生活状況が違う皆様の合意が必要
- ・ 経済的な理由(自己負担額が大きい)
→建替え後のマンションの規模の検討、改修費用の算定
- ・ 核となって検討する区分所有者や組織がない
→理事会等を通じ組織の設置や専門家に相談
- ・ その他 借家人(テナント)、抵当権、相続未登記等……

9

②マンション再生の比較検討



10

マンション再生検討開始のきっかけ

- 明らかな建物の老朽化進展、緊急事態発生、頻発
- 三回目の大規模修繕時期
- 修繕・改修と建替えの比較検討(修繕費の過大さ等)
- エレベータなし
- 耐震性の不安
- 以上のこととが重複して

11

老朽マンションの現状 老朽化とは？

①物理的な老朽化

外壁のコンクリートの爆裂や金属部の
錆び、屋上防水の劣化による雨漏れ
(給配水管・ガス管等)の老朽化による
赤水、漏水、ガス漏れ等



②社会的な老朽化

狭小な住戸面積、天井高、床スラブ
厚、設備仕様(電気容量・洗濯機置き
場)等が現在の基準に合わない。
エレベーターがない等のバリアフリー
未対応



③耐震性能不足

昭和56年の新耐震基準以前の耐震
基準による設計の建物の場合

12

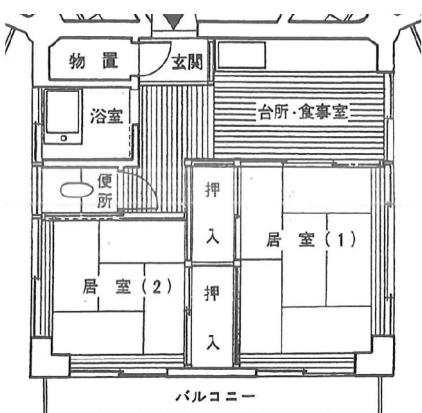
バリアフリーと社会的老朽化



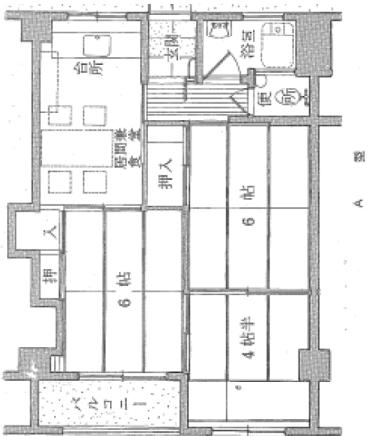
調布富士見町住宅の階段室



野毛山住宅の間取り例(約39m²)



池尻団地の間取り例(約45m²)



エレベーターがないマンションで暮らす高齢者は、「用事をまとめて外出の機会を減らす」「一旦1階のエントランスに置いた荷物を複数回で運ぶ」等の工夫。

築年の古い団地では狭い住戸面積や低い天井高といった構造上の問題だけでなく「冷蔵庫の置き場がない」「洗濯機の置き場がない」「脱衣スペースがない」等の不便さもありました。

野毛山住宅の水廻り



13

旧耐震基準マンションの耐震診断

【耐震診断結果例】

2次診断結果と耐震安全性の判定

I_s値が0.6未満で
耐震性が不足

加力方向	階	E _o	S _p	T	I _s	C _T ×S _p	判定
X方向	10	0.41	1.000	0.950	0.35	0.37	NG
	9	0.41	0.901		0.35	0.37	NG
	8	0.38	0.951		0.34	0.36	NG
	7	0.37	0.917		0.32	0.20	NG
	6	0.36	0.986		0.34	0.22	NG
	5	0.42	1.000		0.40	0.10	NG
	4	0.38	1.000		0.36	0.38	NG
	3	0.46	1.000		0.44	0.11	NG
	2	0.51	1.000		0.49	0.13	NG
	1	0.47	1.000		0.44	0.14	NG
Y方向	10	0.55	0.889	0.950	0.47	0.49	NG
	9	0.51	1.000		0.49	0.51	NG
	8	0.50	0.733		0.35	0.36	NG
	7	0.49	1.000		0.46	0.49	NG
	6	0.48	1.000		0.45	0.48	NG
	5	0.55	1.000		0.53	0.44	NG
	4	0.55	1.000		0.53	0.44	NG
	3	0.56	1.000		0.53	0.44	NG
	2	0.51	1.000		0.48	0.40	NG
	1	0.47	0.813		0.36	0.30	NG

耐震診断結果(抜粋)

数値は階と方向(X・Y、間口・奥行)毎に計算され、二次診断以降では0.6以上が必要とされます。

耐震診断には費用が必要ですし、耐震性の不足が判明した場合は、資産価値にも影響しますので(宅建業法の「重要事項」に該当)、十分な説明を実施した上で総会決議による承認を受けて実施することが一般的です。

※東京都の特定緊急輸送道路沿道は耐震診断が義務化

一方で、「マンション建替法容積率許可」や4/5以上の合意による「マンション敷地売却決議」は耐震性の不足による「要除却認定」が前提です。

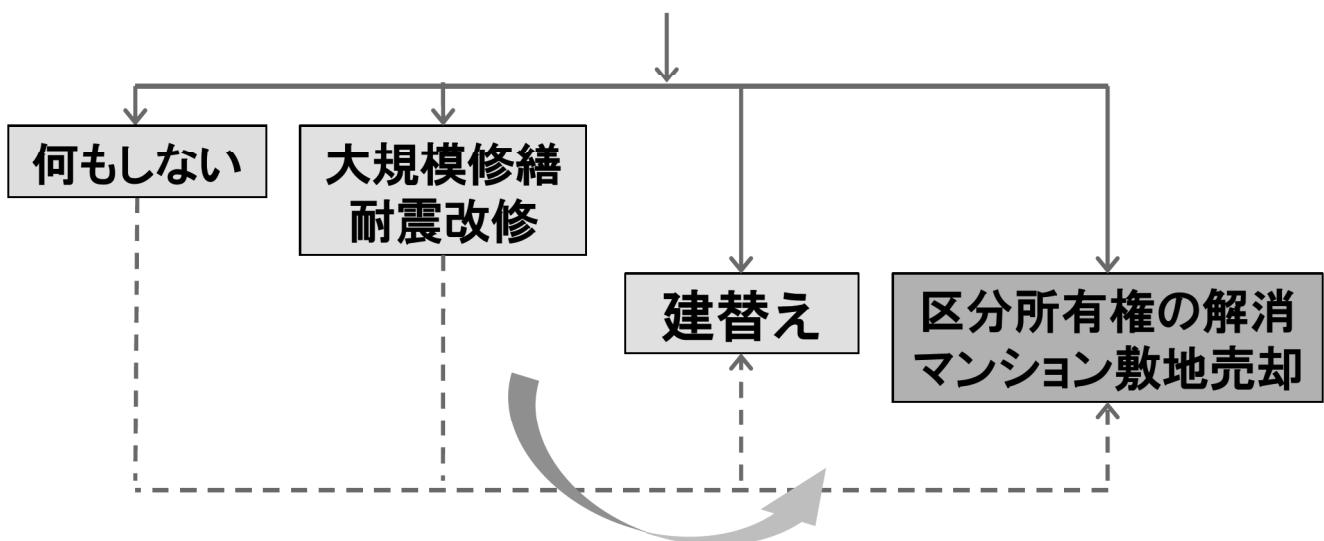
14

マンションに再生ニーズが発生すると

- ・ 講師を呼んで勉強会
- ・ 再生する方法(修繕、改修、建替え)を理解
- ・ 再生組織立ち上げ
- ・ 管理会社への依頼
- ・ コンサルタントの委託
- ・ 現状把握
- ・ 長期修繕計画見直し
- ・ アンケート実施

15

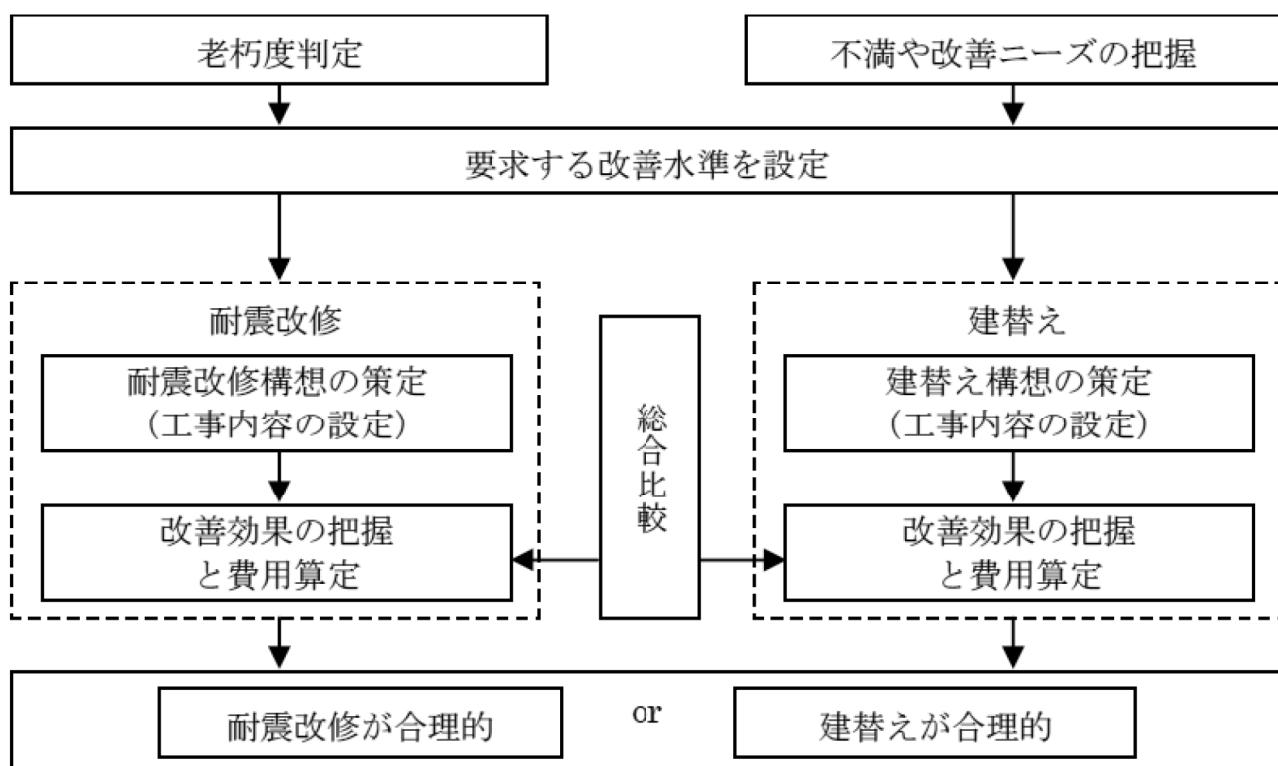
マンション再生の方向性



- ・ 建物には寿命があります。当面は、大規模修繕等で対応するとしても、最終的には『建替え』または『区分所有権の解消(売却)』のいずれかの選択が必要となります。
- ・ 経済的負担、メリット・デメリット、建物の資産価値等を踏まえ、早い段階から再生のための準備をするべきです。

16

耐震か建替えかの検討手順



国土交通省、マンション耐震化マニュアルより 17

マンション再生の選択肢

修繕

劣化した部分を修理したり取り替えたりすること

大規模修繕

修繕の中でも特に大規模なもの
例：外壁塗装工事、給・排水管の更新工事

改修

住まい方の変化や設備機器の進歩に応じて、
仕様を高めたり設備機器を追加すること

建替え

区分所有者が合意し、マンションを建替える

敷地売却

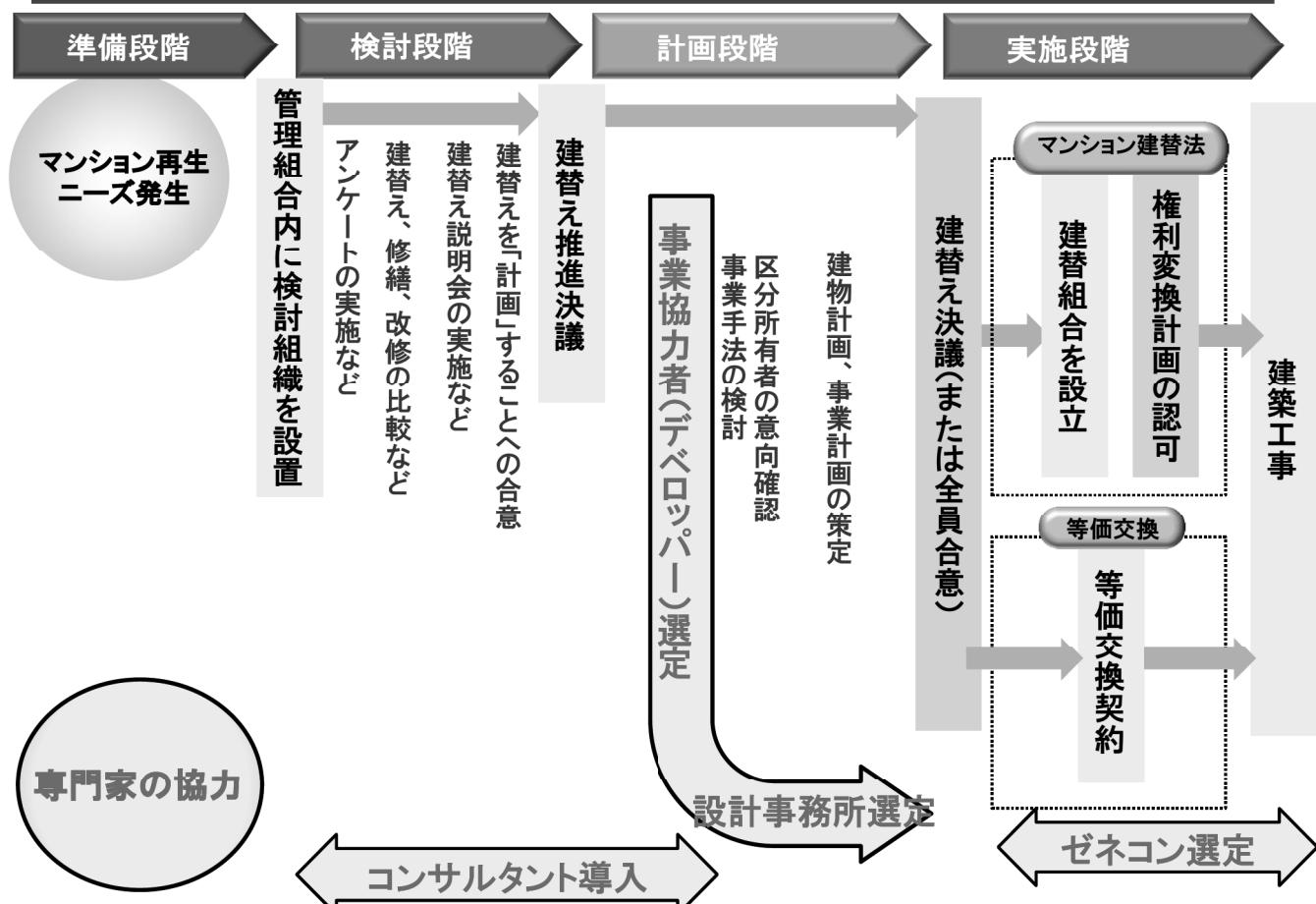
マンションを解散して敷地を売却する

再生の種類と合意率

再生の種類	合意形成	資金	備考
修繕	過半数	修繕積立金 (不足分は自己負担 追加徴収か金融機関 からの借入)	
改修	過半数	同上	●形状・効用の著しい変更を伴うかどうかの判断が困難な場合は、安全のため3/4以上の賛成は必要
改修 共用部の著しい変更を伴うもの	①区分所有者数と議決権の各3/4以上 ②影響を受ける権利者の承諾	同上	●総会で議決されたとしても、専有部分の使用に、特別の影響を受ける権利者が反対したら実現しない
耐震改修	同上	同上	●耐震不足の認定を受けた場合は過半数 ●特別の影響を受ける権利者の承諾は同上
建替え	区分所有者数と議決権の各4/5以上	原則自己負担、事業内容によって負担額が軽減される	

19

建替え検討の流れ・一般的な例



20

③建替え事例のご紹介



21

着工済みの建替え事例

弊社が参画して着工済みの建替えマンション29件、28プロジェクト

	旧マンション名	新マンション名	所在地	種類	事業手法	従前		従後	
						棟数	戸数	棟数	戸数
1	江戸川アパートメント	アトラス江戸川アパートメント	新宿区	団地	等	2	258	1	234
2	諏訪町住宅	アトラス諏訪町レジデンス	新宿区	団地	組合	3	60	1	96
3	ジードルンク府中	アトラス府中エクシード	府中市	単棟	等	1	21	1	58
4	国領住宅	アトラス国領	調布市	団地	組合	7	144	7	320
5	野毛山住宅	アトラス野毛山	横浜市	団地	組合	5	120	1	142
6	天城六本木マンション ホームマットガーネット	アトラスタワー六本木	港区	単棟	組合	1	24	1	90
7	下連雀住宅	アトラス吉祥寺	港区	単棟		1	8		
8	鞍掛会館	アトラス日本橋鞍掛	三鷹市	団地	組合	2	79	1	108
9	方南ビレッジ	アトラス方南ビレッジ	中央区	単棟	等	1	70	1	66
10	谷町ビル	アトラス天満橋	杉並区	単棟	等	1	15	1	39
11	宇田川町住宅	アトラス渋谷公園通り	大阪市	単棟	等	1	19	1	52
12	千里山星8住宅	アトラス千里山星が丘	渋谷区	単棟	組合	1	17	1	50
13	元代々木住宅	アトラス代々木	吹田市	単棟	等	1	15	1	20
14	池尻団地	アトラス池尻レジデンス	渋谷区	単棟	等	1	30	1	38
15	レジデンス丸平	アトラス三鷹レジデンス	世田谷区	団地	組合	3	125	1	205
16	調布富士見町住宅	アトラス調布	三鷹市	単棟	等	1	34	1	99
17	千里南町第2次住宅	シンフォニア新千里南町ガーデンズ	豊中市	団地	組合	5	176	2	331
18	シンテンビル	アトラス新宿左門町	新宿区	単棟	等	3	120	2	194
19	ヴィラシミズ	アトラス恵比寿	新宿区	単棟	等	1	29	1	37
20	河田町住宅	アトラス新宿河田町ヒルズ	墨田区	単棟	組合	1	18	1	26
21	ビレッタ朝日	アトラス押上桜花テラス	新宿区	単棟	等	2	34	1	41
22	市ヶ谷ハイツ	アトラス市ヶ谷	千代田区	単棟	組合	1	58	1	90
23	ホームマットカヤ	ONE AVENUE一番町文人通り	渋谷区	単棟	等	1	25	1	48
24	ユーフラツツ	アトラス代々木上原	渋谷区	単棟	組合	1	16	1	32
25	宮益坂ビルディング	未定	渋谷区	単棟	等	1	9	1	15
26	本郷ハイツ	未定	文京区	単棟	組合	1	43	1	59
27	ロイヤルコープ浅善	未定	台東区	単棟	組合	1	7	1	56
28	SUN南台	未定	中野区	団地	組合	2	48	1	68

:竣工済み :工事中

*等:等価交換事業 組合:マンション建替法組合施行 22

江戸川アパートメント⇒アトラス江戸川アパートメント

築67年、同潤会最後のアパートメントの建替え 2005年5月竣工
260戸(6層一間～4K)→234戸(1K～4LDK)



同潤会が建てた最後の建物
(1934年築)竣工当時は「東洋
一のアパート」と呼ばれ、著名
人も多数暮らした「アパートメン
ト」の建替え
30年を超える検討期間、数度
の頓挫を乗り越え、旭化成が
参画後2年で着工



23

諏訪町住宅⇒アトラス諏訪町レジデンス

日本初のマンション建替法組合施行による建替え 2005年7月竣工
60戸(3K)→96戸(1K～4LDK)



1957年築、東京都住宅供給
公社分譲の3棟団地の建替え
接する道路の幅員(6m未満)
による制約を設計上の工夫で
クリアし、日本初のマンション
建替法組合施行による建替
えを実現



24

千里山星八住宅⇒アトラス千里山星が丘

スターハウス型小規模マンションの建替え2013年3月竣工

15戸(2DK)→20戸(3LDK・4LDK)



同時期に開発された周辺の団地の建替えが進む中、1棟残ったスターハウス(星型住宅)の建替え
高齢化が進んでいた区分所有者は建替え決議成立後に全員が転出を選択したため、区分所有関係の解消を決議しての建替えとなった

25

シンテンビル⇒アトラス新宿左門町

既存不適格小規模マンションの建替え2016年1月竣工

28戸(2DK)→36戸(2LDK・3LDK)



1962年竣工の不燃公社分譲による、事務所・住宅併用の地上権(借地権)

住宅部分と事務所の管理が別々で運営されていたが、老朽化をきっかけに、話し合いが進む中、3.11の大震災が発生し、経験した区分所有者の耐震性に対する不安と借地契約の残存期間が少なかったことが合意形成の原動力になった。

借地権マンションとしての建替えは日本初と思われる

26

シンテンビル⇒アトラス新宿左門町



日影規制導入前に建てられた建物は東西間口が大きく南向きの住戸配置だった。前面道路から30mを超えたエリアは低層住宅を想定した「第一種住居地域」で日影規制(4h-2.5h、当該敷地だけでなく、日影規制のあるエリアに落ちる影も規制されます)があり従前規模や形状の建物の計画は厳しかった。

再建マンションの床面積は登記上の面積との比較で従前の87%程度

27

ビレッタ朝日⇒アトラス押上桜花テラス

周辺との共同化によるマンションの建替え 2015年3月竣工

58戸(1DK~2DK)→90戸(2LDK~3LDK)

～特定緊急輸送道路に面したマンションの
隣地との共同化による建替え～

1972年築、地上10階建ての
民間分譲のマンション、外壁
の劣化も進行していた
特定緊急輸送道路に面してお
り、東京スカイツリー駅に至近



28

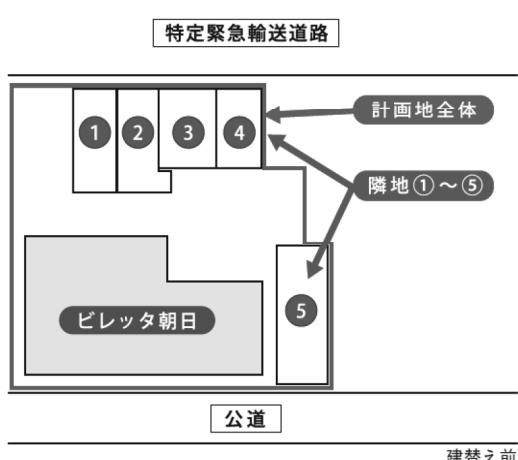
2012年1月に再生検討委員会を発足し、意見交換、アンケート、墨田区助成制度を利用し、耐震診断を行い、「地震の震動及び衝撃に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い」と判定された



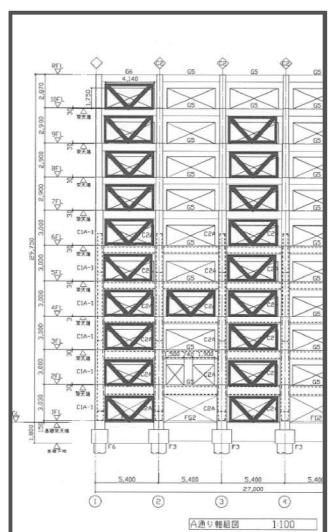
29

修繕・耐震改修・建替えの比較検討を行い、建替え推進を選択。その後委員会が、約1年で計20回開催され、活発に建替えに向けた意見交換や検討し、並行して隣接地所有者との共同化検討と協議が行われ、参加同意を得て、建替え決議が成立

隣接施行敷地概念図
各区画建物とも老朽化が進み、共同化に対して理解が得やすい状況



耐震補強案
南面するバルコニーに耐震ブレースの設置が必要



建替え前

30



墨田区、東京都、国より助成あり。墨田区として初めての事例であり、墨田区と協議し助成金交付決定通知後の解体工事契約となった
2015年1月に解体を開始し、2017年9月竣工



31

調布富士見町住宅⇒アトラス調布

都市計画法上の一団地解除と公道の付替えを実現した団地建替え
2015年5月竣工
176戸(3DK)→90戸(2LDK～4LDK)

住宅を考える会、建替え検討委員会を組成し
建替えか大規模修繕かを検討

(建替え検討の理由)

- ・老朽化
漏水事故の頻発、耐震性の不安等
- ・バリアフリー未対応
5階までエレベーターが無い、水まわりと
居室間の段差
- ・居住性の改善
防犯性、通信設備の向上等



住民の意向調査も実施の上で、建替え推進決議

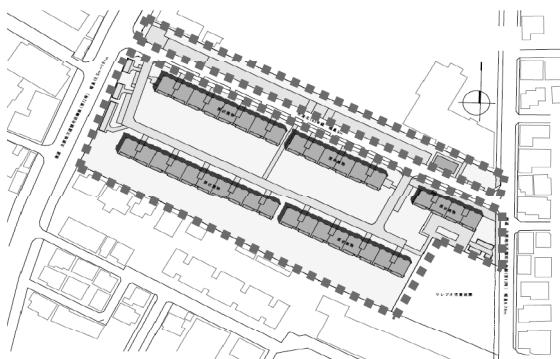
弊社を事業協力者に決定



32

建替えにあたっての課題を整理

容積率が80%（都市計画法上の制限）
敷地が市道により分断されている課題を踏
まえた建替え手法
「一団地の住宅施設」の解除と
地区計画・地区整備計画の制定
⇒容積率200%
容積率200%を活用のための敷地形状変更
そのための調布市道の付替えが必要

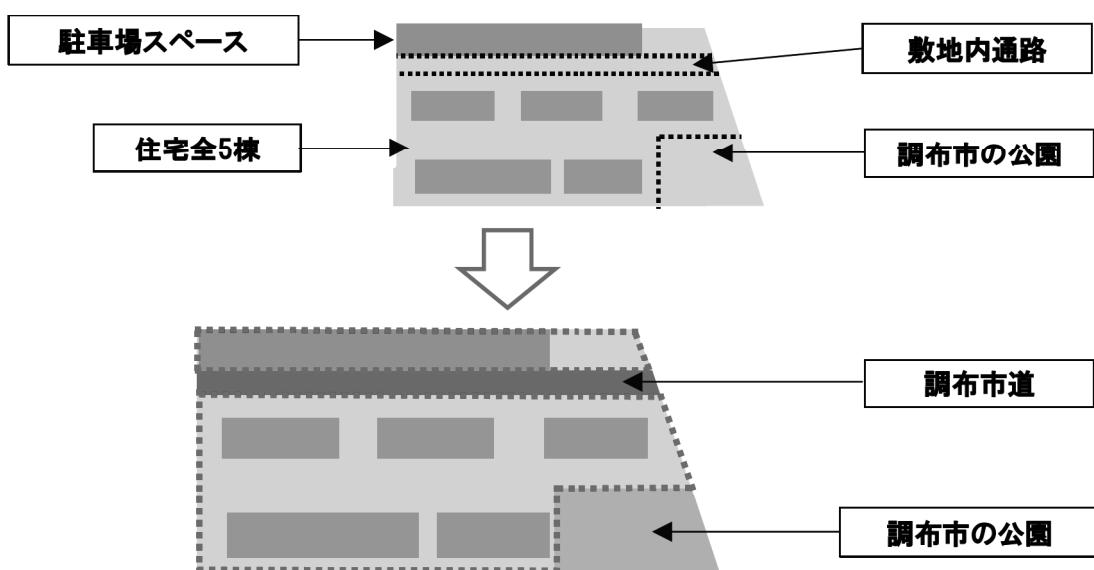


- ◆ 隣接する周辺地域は建蔽率60%容積率200%（第一種中高層住居専用地域）
「一団地の住宅施設」により、建蔽率20%・容積率80%に制限されていた。

33

【敷地イメージ】

調布市に対し、竣工時に公園を提供、竣工後に道路を寄附したことにより、敷地が分断された状態。



調布市への働きかけ・協議

住宅を考える会や建替え検討委員会を組織
「建替え」と「まちづくり」の大きな2つのテーマについて、ワークショップ・説明会の実施、まちづくり準備会を発足させ、周辺住民に対し繰り返し開催。調布市に活動報告し住民の思いを伝え続けた。

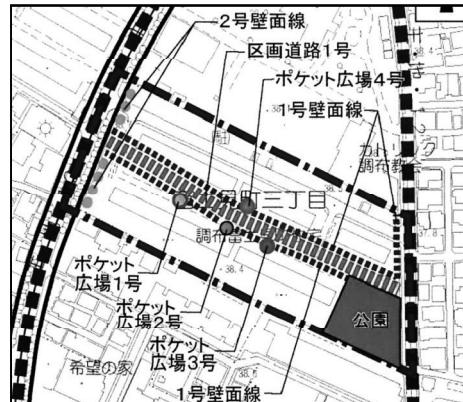
34

◆地区計画の実現

住民の努力と行政の協力等により、
平成23年3月30日付で、地区計画(地区整備計画)が決定
(決定まで約2.5年)

【地区整備計画で定められたこと】

- ・一団地の住宅施設の解除
- ・容積率200%
- ・道路を中央に付け替えること
- ・壁面後退の位置
- ・緑被率25%以上…等



その後一括建替え決議成立

建替組合設立認可

付替え道路工事着手

解体着工



35



「都市景観大賞
(国土交通大臣)」を受賞

まちづくりへの貢献

 GOOD DESIGN



36

④マンション建替えのポイント



37

マンション建替え成功のポイント1

- 再生の検討は居住区分所有者が多い時にスタート
- 早期に、全員でマンションを管理する意識作り、価値観と情報の共有
- マンションコミュニティの形成、情報共有化、周知の仕組み
- 管理規約、既存図面の確認
- 勉強会、セミナー、相談会への参加
- 検討費用(設計関連、コンサルタント)の予算化
- 専門家(デベロッパー、管理会社)の支援と信頼関係
- 合意形成活動には一定のスピード感、高揚感も必要
- 長期にわたる再生検討活動、粘り強さ
- リーダーの資質、理事会、検討組織の運営
- 意見を出し合える環境作り

38

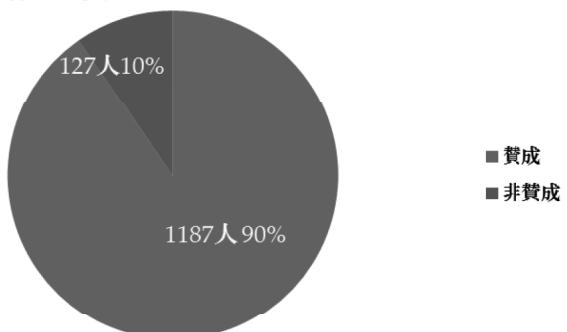
マンション建替え成功のポイント2

- ・ 建替えと耐震改修等との比較検討
- ・ 経済的な条件だけを追求・検討する進め方は続かない
- ・ 不安の三大要素は、「引越し・仮住まい」「資金計画」「借家人対応」
- ・ 特に高齢者に対しては、引越し・仮住まいへの不安をサポート
- ・ 対立関係を作らない、反対派組織を作らない
- ・ 訴訟リスクへの対応、瑕疵のない手続きが必要
- ・ 借家人(特に店舗、事務所)対応、情報提供、定期借家契約の活用
- ・ 転売時・転売者対応、情報提供
- ・ 大震災の経験、ニュースがきっかけに検討加速
- ・ 隣地との共同化による経済的メリット
- ・ 助成制度の活用

39

建替え決議での賛否状況(弊社事例より)

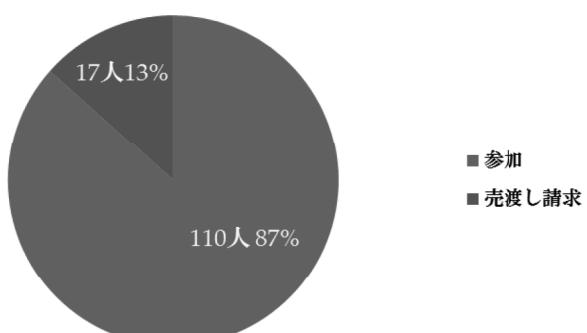
建替え決議での賛否



建替え決議時点で90%強の賛成の意思を表示しています。
残り10%弱に相当する127人が非賛成(反対及び棄権)を選択。

今回の調査では127人中約87%に相当する110人が催告に応じて建替えに参加。

建替え決議後の催告への反応

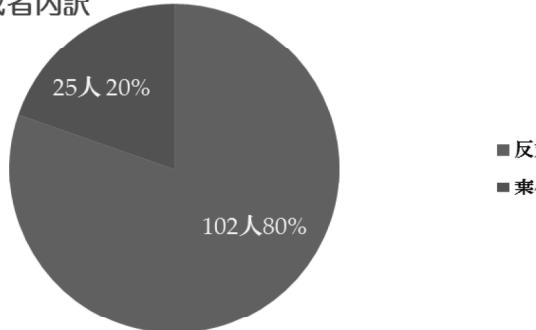


残りの17人(非賛成者の約13%、全体の約1.3%)に対して「売渡し請求」(区分所有法63条4項)が実施。

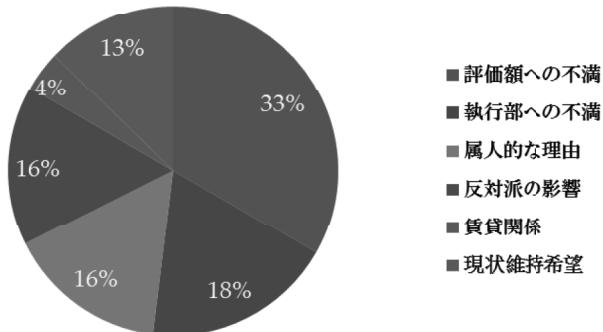
40

非賛成の理由(一部推測含む)

非賛成者内訳



反対理由



棄権の理由で最も多かったのは相続後の未登記で11人、音信不通・拒否と議決権行使書の不備がそれぞれ7人。

一方、反対の理由で最も多かったのは、建替えに当たっての「従前資産評価額への不満」であり、次いで「執行部への不満」でした。執行部への不満を理由とした方の多くは、過去の建替え検討時の執行部メンバー。

また、「反対派の影響」とは強硬な反対派と親しい方や反対派の怪文書等に反応した方。

一方、建替えでなく、「現状維持」を希望されていた方は賃貸収入減少を理由にされた方も含め17%に留まる。

41

建替え、改修、大規模修繕には
区分所有者の一定割合以上の合
意が必要

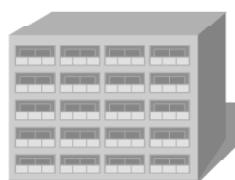


「合意形成」



が大きなポイントに

●そのために…



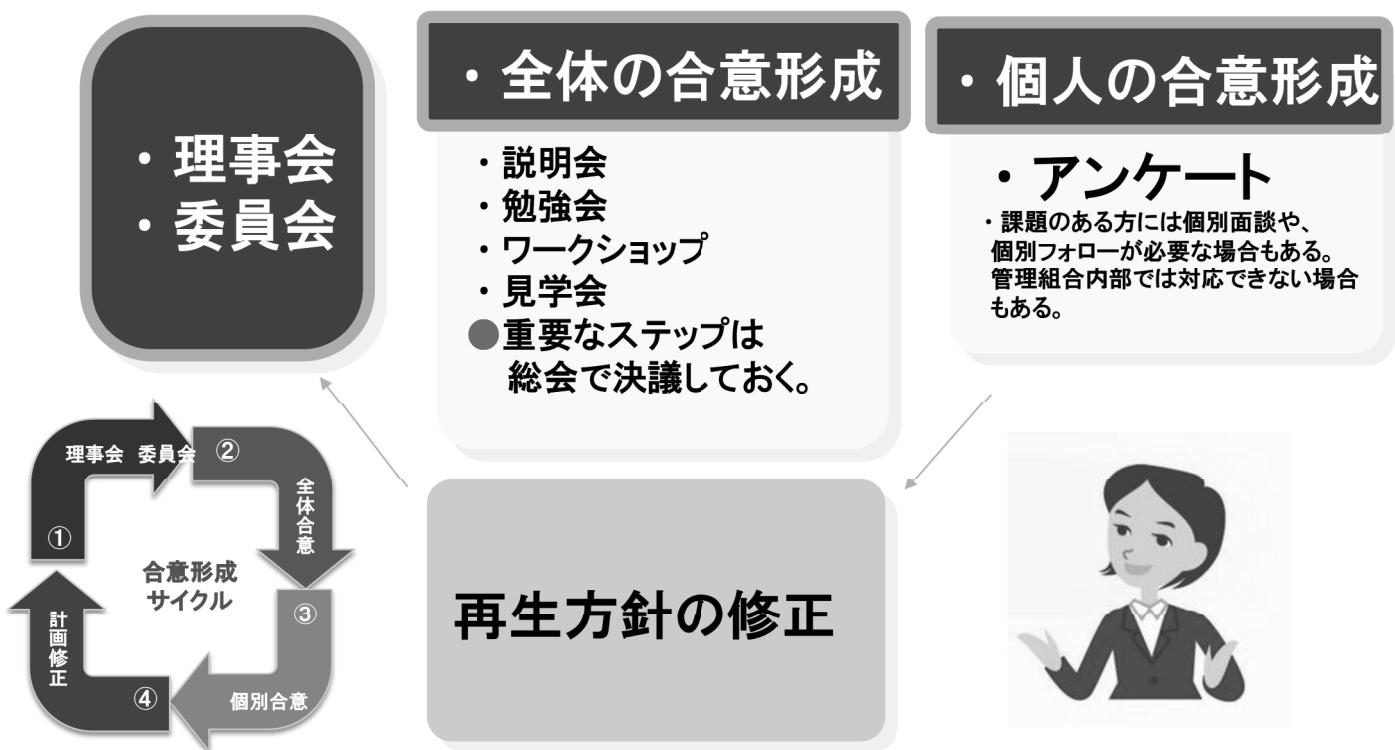
● 現状の把握

● 情報の共有化

● 居住者同士の
交流活動

42

合意形成の進め方(例)



43

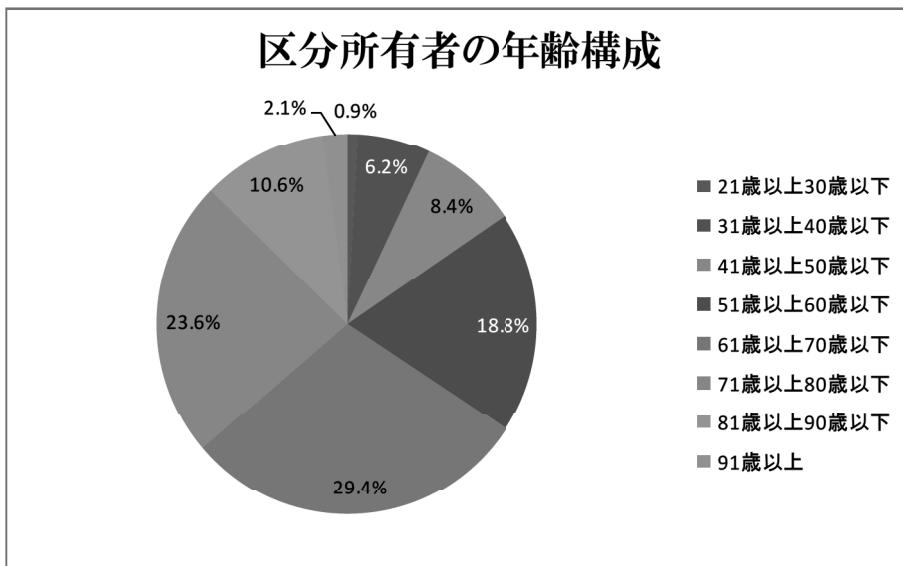
⑤高齢区分所有者への支援



44

建替えマンションの高齢化の進行

区分所有者の年齢構成(当研究所調べ)

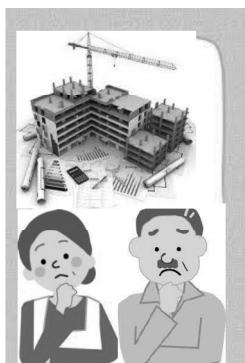


60代以上が2/3を占め70代以上だけでも1/3以上であり、超高齢化社会※といえる状況。(※平成28年時点の全国の高齢化率《65歳以上人口割合》は27.3%)

高齢区分所有者について

高齢区分所有者のかかえる不安を払拭する仕組みが合意形成には不可欠

昭和30年代に建築された団地はエレベーターがありません。
高齢になるに従い階段の上り下りが大変になり、外出できる日を制限しながらも、工夫をして生活されています。
長年住み慣れて愛着があり「日当たりや風通しの良さが気に入っている」とお話ししてくださいます。



なぜ、建替えが必要なのか？
建替えが決まったらどうすればよいのか？

相談できる人もいない…
頼める人もいない…



個々のご事情や不安は、一人で抱えていると大きくなってしまいがちです。

高齢区分所有者について

高齢区分所有者の悩みや不安

①仮住まい先が見つかるか？

- ・近所がよい。
- ・高齢で貸してもらえるのか。
- ・荷物が入るか。

②引越しが大変！

- ・移転手続きが煩わしい。
- ・体力が心配。
- ・この年になって引越しするとは思わなかった。

③資金面が不安

- ・年金収入なので家賃負担が重い。
- ・仮住まいすべきか？転出すべきか？



④年齢的なこと

- ・元気に戻って来れるか。
- ・家族で意見が分かれてまとまらない。

47

高齢区分所有者について

悩みはあるけど、こんなお考えも…

- ・建替えは片付けるいい機会だと思って、1日1時間、作業時間のノルマを自分で課して頑張って片付けている。
- ・子供たちに残すものを仕分けるきっかけになってよかったです。
- ・自分には必要な物でも、遺品になれば子供に迷惑をかけるから、思い切って処分している。
- ・急かされるのは嫌なので、自分のペースで片付けたい。
- ・早く仮住まい先を決めて引越して落ち着きたい。



48

高齢区分所有者について

高齢者への支援のご紹介

個別面談

- ・全体の説明会では質問しづらいものです。
- ・個々のご事情やご意見などをじっくりと伺います。



よろず相談会

- ・テーマを設定せずなんでも相談できる会。
- ・時には一人暮らしの方のお喋りの場にも。



49

高齢区分所有者への支援

高齢者への支援のご紹介

必要書類の提出

- ・印鑑証明書等の公的書類添付で、かつ、提出期限がある書類などは、自宅へ伺って書類の説明を行い、印鑑の相違が無いように確認しながら書類をいただく。

情報提供、周知

- ・説明会などに出席できない方には、訪問面談を重ねてご説明します。

電話に出ない方には…

- ・振り込め詐欺が横行しているので、登録していない電話番号は出ない。訪問の回数を重ねることで関係性を構築していきます。



50

高齢区分所有者への支援

高齢者への支援のご紹介

仮住まいの支援

- ・物件紹介から物件の見学、ご契約のアドバイスなどをサポート。
- ・年齢を理由にご本人が契約出来ない場合は、当社が借主となり転貸借契約で物件を確保します。(貸主の承諾が必要です)



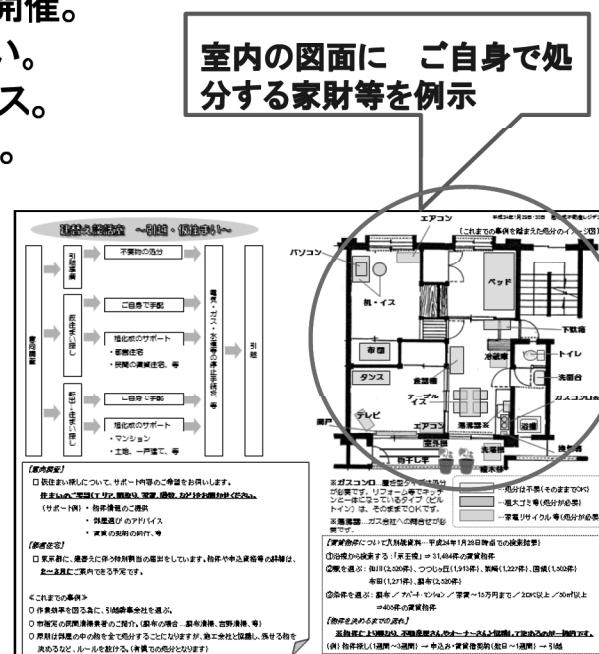
51

高齢区分所有者への支援

高齢者への支援のご紹介

引越しの支援

- ・仮住まい、引越しに関する説明会の開催。
- ・引越会社のご紹介、見積もりの立会い。
- ・家財の仕分けや処分方法のアドバイス。
- ・ライフラインの移転手続きのサポート。



52

高齢区分所有者への支援

高齢者への支援のご紹介

念願の新しいマンションへのご入居

移転手続きも…

- ・長かった仮住まいも終盤を迎え、新しいマンションが完成します。
ご本人でなくては電話で手続きができませんので、訪問の時に
お手伝いしています。

インテリア相談…

- ・ご新居のカーテンや照明器具などの相談会にも同席します。



53

高齢区分所有者への支援

建替えは長い時間がかかります。

弊社では社員である女性の専任担当が、お会いしてじっくりお話しを伺い、その方の気持ちになって、いつでも話せる相手でいたいとお付き合いを重ねていきます。

お会いした時間が蓄積されたことで、新しいマンションが完成しご入居された後もお付き合いが続いています。



54

ご入居後の声

新しいマンションでの暮らし

- ・屋上で夕涼みをするのが楽しみ。
- ・思っていたより緑が多くて歩くだけでも気持ちがいい。
- ・新しい人たちが増えて子供の声が聞こえると希望を感じる。
- ・年をとってから贅沢するのも悪くないわね。



マンションでの生活が
1日でも長く続きます
ように。



55

ホームページのご案内

パンフレット・イベント・事例のご紹介・理事長座談会・研究員通信

AsahiKASEI マンション建替え研究所

AsahiKASEI
地化成不動産レジデンス

実例に学ぶ

建替え入門

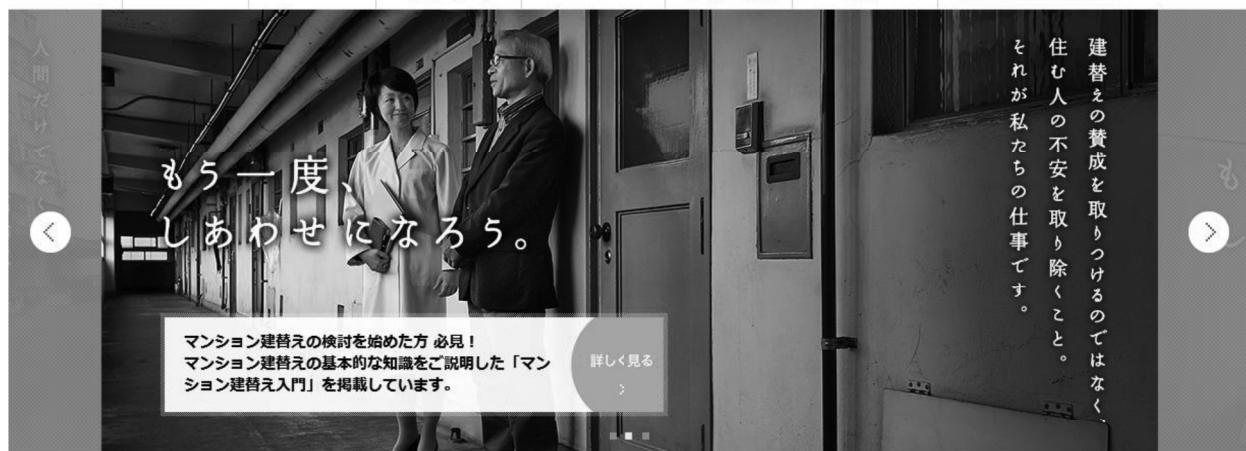
建替えコラム・
研究レポート

実例紹介

イベント・
セミナー情報

建替え研究所
とは?

ご相談・資料請求



NEWS 新着情報

すべて

研究所新着情報

建替え関連ニュース

新着情報一覧を見る >

2015年06月29日

建替え実践講座のお申し込みや、合意形成活動レポートなどの資料請求、
建替えに関するご相談など、お気軽にお問い合わせください。

0120-202-846
営業時間：平日 9:00～18:00

各種お問い合わせ

56